

常陸太田市新型コロナウイルス感染症対策事業応援支援金Q&A

Q1 支給対象者は？

A1 以下の条件すべてを満たす事業者が対象です。

- ① 市内において令和2年4月1日以前より飲食等を提供する事業所を営んでいること
- ② 新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年4月1日以降に、新たな事業に取り組む事業者であること
- ③ 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く
- ④ 反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

Q2 支給対象外となる事業所は？

A2 新たな事業に取り組んでおらず、感染防止対策のみを行っている場合は対象外です。

Q3 新たな事業とは具体的にどんな事業か？

A3 令和2年4月1日以降、新型コロナウイルスの影響を受けて始めた、感染防止対策を施したうえで行う販売促進事業、新商品(新メニュー)開発や新サービスの提供です。

- 《例①》これまでではテイクアウトやデリバリーを行っていなかったが、新たにテイクアウト、もしくはデリバリーを始めた。
- 《例②》これまでもテイクアウト(デリバリー)は行っていたが、新たなテイクアウト(デリバリー)メニューを開発した。
- 《例③》店内飲食において、大皿による配膳から個別配膳に変更するなど、食事提供の形式を変更し、新たなメニューを開発した。
- 《例④》販売促進事業として、常陸太田商工会が行う「#常陸太田エール飯」に参加した。など

Q4 対象となる経費は？

A4 下記の表に示す新たな事業に要した経費となります。

対象 経費	消耗品費	弁当パック、ビニール袋等
	光熱水費	新規事業に伴い使用する燃料、電気、ガス代等
	広告宣伝費	マスコミ等への広告、折込費用等
	印刷製本費	チラシ、ポスター印刷代等
	通信運搬費	切手、はがき、宅配料等
	委託料	専門的知識・技術を要する業務委託費用等
	使用料及び賃借料	厨房機器等レンタル料等
	備品購入費	新規事業に伴い購入する備品等
その他	新規事業に伴い市長が必要と認める費用	
対象外 経費	消耗品：食材等の原材料費等 光熱水費：経常的な活動及び維持管理に必要な光熱水費等 通信運搬費：既存の電話料金、インターネット通信料等 備品購入費：パソコンやカメラ等、汎用性の高い備品等	

上記に加え、感染予防に要した経費を対象とします。

※ただし、新たな事業に取り組んでいる事業所に限る。

対象 経費	≪例①≫ 店内の飛沫感染を予防するための経費 【備品購入費：客席の間に設置するアクリル板・透明ビニールシート、防護スクリーン等】 ≪例③≫ 店員による飛沫感染予防や体調管理に要する経費 【備品購入費：フェイスシールド・非接触式体温計等】 ≪例②≫ 感染予防対策として、不特定多数が使用するトング等の共用物の追加購入に係る経費 【備品購入費：トング等】※新たに追加購入したものに限る ≪例④≫ 店内の入口等を常時開放し換気を促すために必要な経費 【備品購入費：網戸等】
対象外 経費	消耗品：マスク、除菌スプレー、手洗い用洗剤、ぞうきん 備品購入費：汎用性の高い備品（空気清浄機等）

Q5 申請時にすでに購入済みのものは対象になりますか？

A5 令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に購入したものであれば、購入済のものも対象になります。

Q6 インターネットサイトで購入し、領収書が無いものも対象になりますか？

A6 インターネットサイトの購入履歴（画面のコピーなど）を提出してください。

Q7 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか？

A7 購入商品の内容、購入金額の情報がわかる書類及び支払った履歴がわかる書類（クレジットカードの明細、はがき等による購入履歴の通知、振込明細等）を提出してください。

Q8 売上減少などの証明は必要ですか？

A8 新たな事業に取り組んでいること（A3）が条件となり、売上の減少は条件ではありませんので、証明の必要はありません。

Q9 申請時点で購入予定のものは対象になりますか？

A9 事業計画書に購入予定商品の内容を記入いただくか、又は見積書をご提出ください。

Q10 交付決定後、事業計画に記載した内容にないものを追加購入、または見積額からの増額があった場合は対象になりますか？

A10 申請時に計画されていないものの購入及び増額分については、対象外となります。

Q11 交付決定後、事業計画に記載した内容のものを購入しなかった場合、または見積額からの減額があった場合はどうなりますか？

A11 実績報告書及び添付書類（領収書等）を提出していただき、支給を受けた支援金と実績額の差額を返還いただきます。

上記以外にご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課
 電話 0294-72-3111(内線 621・622)